契約手続の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 大阪都市計画局計画推進室 | 大阪北部サイクリングマップのサイクリングナビ掲載に係る広報業務の委託契約締結において、大阪府財務規則第68条第３号を適用して契約保証金を免除していたが、契約保証金免除申請書を確認したところ、契約金額の７割に満たない履行実績が含まれており適用条件を満たしていなかった。契約名称：大阪北部サイクリングマップのサイクリングナビ掲載に係る広報業務１　契約金額：605,000円（７割の契約金額は、423,500円）２　過去２年間の数回以上の契約実績(1) 880,000円(2) 396,000円 | 【大阪府財務規則の運用】第39条関係２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。(2)　経費支出伺書を作成する時期ア　競争入札の方法により契約を締結するもの契約の相手方及び契約金額が明らかになったときイ　ア以外のもの経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。【大阪府財務規則】（支出負担行為）第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【大阪府財務規則】第68条　契約担当者は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により契約を締結しようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。　三　令第167条の５又は令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第２条第１項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを過去２年の間に全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。　【大阪府財務規則の運用】第68条関係１　規則第68条第３号中「種類」とは、土木一式工事、建築一式工事、アスファルト舗装工事、その他これらに含まれない工事については専門工事（建設業法の別表に掲げるもの）の区分、船舶（建造及び修理）等をいい、「規模」とは、契約金額を指し、「ほぼ同じくする」とは、契約金額の７割に相当する金額以上のものとする。また、「数回以上」とは、２回以上をいう。ただし、長期継続契約による場合の「規模」の基準となる契約金額は、契約書に契約月額の記載があるときは契約月額に12を乗じて得た金額を指し、契約書に契約月額の記載がないときは契約総額を契約月数で除した額に12を乗じて得た金額を指すものとする。　　なお、「過去２年の間」とは、契約を締結しようとする日を起算日とする。 | 本件検出事項の原因は、契約保証金免除の適用条件について、正確な認識を欠いていたことである。再発防止のため、本件指摘事項を局内全体で共有するとともに、局内会計研修において、大阪府財務規則の適用条文の確認及び契約保証金免除を決定する際の根拠資料の内容確認の徹底を職員に周知した。　今後は、関係法令等に基づき適正な契約事務の執行を行う。 |

　　監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年６月26日）